

4 住民基本台帳法に関する質疑応答集について

(昭和43年3月26日自治振第41号)
自治省行政局振興課長から各都道府県総務部長あて通知

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)および住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)の実施に関し、別添のとおり「住民基本台帳法に関する質疑応答集」を送付するから、管下市町村に示達のうえ、よろしくご指導願いたい。

なお、このことについては、法務省、厚生省、社会保険庁、食糧庁および防衛庁とも協議済みであるので念のため申し添える。

住民基本台帳法に関する質疑応答集

第1 総則関係

問1 自衛隊の隊員の住所の認定はどうすべきか。

答 自衛隊の隊員の住所の認定についても、一般の住民と何等異なるところはないが、一般的には、次の取扱いをしてさしつかえない。

- (1) 自衛隊法第55条および同法施行規則第5節の規定に基づき、防衛庁長官が指定する集団居住場所(以下「営舎」という。)に居住することを義務とされている隊員もしくは特に営舎内に居住することを命ぜられている隊員(以下「営内居住者」という。)または船舶内に居住することを義務とされている隊員(以下「船舶乗組員」という。)の住所は、原則として、それぞれ該当営舎または船舶の定けい港所在地にあるものとする。ただし、営内居住者または船舶乗組員のうち、その家族の住所が営舎または船舶の定けい港所在地に近接する地にあり、家族を扶養する等家族と密接な生活関係がある場合は、家族の居住地にあるものとする。
- (2) 営内居住者および船舶乗組員以外の隊員の住所は、原則として、その者の居住地にあるものとする。
- (3) 自衛隊の学校に入校中の隊員の住所は、入校前勤務機関におけるその者の居住の状態に応じ、(1)または(2)に掲げるところに準ずる居住地にあるものとする。ただし、1年以上の入校を命ぜられている隊員の住所は、校外に居住する等特段の事情のない限り、当該学校の所在地にあるもの

とする。

問2 職業訓練法に定める職業訓練所に入所し、家族と離れて寄宿舎に居住しながら職業訓練を受けている訓練生の住所はどこにあると認められるか。

答 特段の事情のない限り、訓練期間が1年未満の者については入所前の居住地、訓練期間が1年以上の者については寄宿舎にあると認められる。

問3 会社の研修所で合宿しながら1年以上の研修を受けている場合、その者の住所はどこにあると認められるか。

答 家族と密接な生活関係がある等特段の事情のない限り、研修所にあると認められる。

問4 削除

問5 老人夫婦が住所を異にする長男から生活費の全部の仕送りをうけている場合、その長男は老人夫婦の世帯の世帯主と認められるか。

答 世帯に属していない世帯主はありえないので、長男を世帯主と認めることはできない。

第2 住民基本台帳関係

問6 養護施設に居住する児童についての住民票の取扱いおよび記載方法はどうか。

答 特段の事情のない限り、同一世帯を構成しているものとして取り扱ってさしつかえない。この場合、住民票の世帯主の欄の記載は空欄とする。

問7 公有水面の埋立てにより造成されたが、地方自治法第9条の5の規定による市町村長の確認のなされていない土地に住所があると認められる場合、住民票の取扱いはどうか。

答 地方自治法第9条の5の規定による市町村長の確認がなされていない土地であつても、領海内の公有水面の埋立てにより造成された土地はいずれかの市町村の区域に属するものであるから、当該土地に住所を有する者は、その属する市町村において住民基本台帳に記録すべきものである。この場合の住民票の住所の表示の方法は、一般的には、〇〇地先とすることが適当である。なお、その土地がいずれの市町村の区域に属するか明らかでない場合においては、それが明らかとなるまでの間、関係市町村長が協議し、諸般の事情を総合的に勘案のうえ、いずれかの市町村の住民基本台帳に記

録する取扱いとするほかはない。

問8 法施行令第7条第2項に規定する「既に当該世帯に属していた者であらたに法の適用を受けることとなつた」とは、どのような場合か。

答 既に当該世帯に属していた外国人が帰化した場合等である。

問9 甲市で転出届をし、乙市に住所を移したが、転入届を行なわないまま、丙市に転入してきた者についての取扱いはどうか。

答 次のように取り扱つてさしつかえない。

- (1) 転入者は、甲市長の発行した転出証明書を添付して、丙市長に対する転入届をすればよい。
- (2) 転入届の従前の住所については、乙市における住所を記載する。
- (3) 丙市長は、乙市長に対し、法第9条第1項の通知をするほか、甲市長に対してもその旨を通知する。
- (4) 丙市長は、本籍地市町村長に対し、法第19条第1項の通知をする場合においては、乙市の住所については、未届である旨を附記するのが適当である。

問10 住民基本台帳の閲覧の請求があつた場合において、住民基本台帳に代えて法第7条第9号から第12号までの事項を省略した写しを閲覧させてもさしつかえないか。

答 本人に異議がない限り、設問のような取扱いをしてもさしつかえない。

問11 法第12条第2項の規定により、法第7条第9号から第12号までに掲げる事項の記載を省略した住民票の写しを交付する場合において、認証文に当該事項を省略した旨を記載する必要はないか。

答 住民に誤解を与えるおそれがある場合は、当該事項を省略した旨の記載をする必要があるが、そうでない場合には、これを省略してもさしつかえない。

問12 条例、規則等に「住民票の謄抄本」という規定がある場合、これを改正する必要があるか。

答 条例、規則等の「住民票の謄抄本」等の字句は、すみやかに「住民票の写し」に改めるべきである。

問13 住民票の記載事項の証明の請求があつた場合の取扱いはどうか。

答 当該請求に応じ、証明すべきである。

問14 住民基本台帳の閲覧、住民票の写しの交付等の手数料の額は、どの程度とすることが適当か。

答 当該団体における他の手数料、戸籍の手数料等との均衡を考慮して決定すべきである。なお、個人を単位とする住民票の場合においては、従来の手数料の額と大きな差異を生じないように配慮すべきである。

第3 戸籍の附票関係

問15 住所地の市町村長は、転出届に基づき住民票の消除をしたときは、本籍地の市町村長に通知する必要があるか。また、住民が転出したことにより職権で住民票を消除したときはどうか。

答 前段 国外に転出した場合を除き通知する必要はない。

後段 新住所地の市町村長から法第9条第1項の規定により住民票の記載をした旨の通知があつた場合を除き、通知しなければならない。

第4 届出関係

問16 法第22条、第23条および第25条に規定する届出期間の起算日はいつか。

答 届出期間の計算については、法に別段の規定がないので、民法第140条の規定により初日は算入せず、事件発生の日の翌日から起算する。

問17 転出届に基づき、住民票を消除した後、本人が転出しなかつた場合の取扱いはどうか。

答 転出届によつてなされた住民票の消除を取り消し、本人の住民票を回復すべきである。なお、本人に交付した転出証明書は、返戻させることが適当である。

問18 転出届を郵送してきた場合の取扱いはどうか。

答 転出証明書を届出人に交付すべきである。なお、転出にかかる者が国民健康保険の被保険者であり、かつ、転出届に被保険者証が添えられていない場合には、届出人に対し転出証明書を交付する際、被保険者証の返還を求め等必要な措置を講じなければならない。

問19 住民票を職権で消除した後に、転出証明書の交付を求められた場合の取扱いはどうか。

答 転出証明書の発行はできないが、転入届に添付すべき書類として発行し

72 第2編 資料III 通知

た旨を記載のうえ、転出証明書に準ずる証明書または消除された住民票の写しを交付する取扱いとすることが適当である。なお、その者が従前国民健康保険の被保険者であつた場合には被保険者証の返還を求める等必要な措置を講じなければならない。

問20 削除

問21 法第26条第2項でいう「世帯員が届出をすることができないとき」とは、どのような場合をさすか。

答 届出をしなければならない者が意思無能力者である場合、病気または不可抗力により届出をすることができない場合等である。

問22 届出の代理はできるか。

答 任意代理、法定代理ともにてできるものと解する。

問23 国民健康保険の事務を共同処理する一部事務組合を組織する市町村に対して、法の規定による届出を行なう場合における法第28条の規定による国民健康保険被保険者に関する附記の取扱いはどうか。

答 法の規定による届出にあたり、法第28条による附記をすれば、国民健康保険法第9条第4項の規定により一部事務組合に対し同法第9条第1項または第3項の規定による届出があつたものとみなされる。

問24 住民基本台帳に記録されていない住民が、国民健康保険または国民年金被保険者の資格の取得に関する事項を届け出た場合の取扱いはどうか。

答 転入届の催告をし、その届出に基づき、または職権により、本人の住民票を作成のうえ、国民健康保険または国民年金に関する事項を住民票に記載すべきである。

第5 その他

問25 法第34条第3項にいう「当該吏員」と法第35条にいう「調査に関する事務に従事している者」とは、同一のものをさすか。

答 「当該吏員」とは、市町村長から法第34条第3項の規定による権限を授けられた市町村の吏員をいう。「調査に関する事務に従事している者」とは、住民基本台帳に関する調査に関する事務に従事するすべての市町村の職員をいい、特別職の職員も含む。

問26 法第34条第3項に規定する「当該吏員」には、消防吏員を含むか。

答 含まない。

問27 法施行に伴い、新たに条例を制定することが必要か。

答 住民基本台帳に関する事務は、市町村の事務であるから、法令に違反しない限り、条例を制定することはできるが、手数料に関する事項のほかは、特に条例で定める必要のある事項はないと考えられる。

問28 市町村の区域を分けて、順次、法附則第4条第1項の規定により、住民票を作成する場合における同条第2項の規定による告示の時期はどうか。

答 全部の住民票の作成を完了したときである。